

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）7条1項の規定に基づく児童手当認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年10月14日付けで行った児童手当認定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、支給開始年月を平成28年10月とした本件処分の違法性又は不当性を主張している。

平成28年8月1日に〇〇区への転入手続を行った際、〇〇出張所において児童手当の認定請求手続について適切な対応をしていれば、同月分から同手当を受給できたはずであり、その不手際については、同出張所の職員も承知している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 5月 2日	諮問
平成29年 6月19日	審議（第10回第1部会）
平成29年 7月10日	審議（第11回第1部会）
平成29年 8月14日	審議（第12回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、児童手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）又は中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等であつて、日本国内に住所を有するもの等、同条1項各号のいずれかに該当する者に支給するものとされている。
- (2) 法7条1項及び3項によれば、児童手当の支給要件に該当する者（法4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとされており、当該認定を受けた者が他の市町村（特別区を含む。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも同様とされている。

また、法施行規則 1 条の 4 第 1 項によれば、法 7 条 1 項の規定による認定の請求は、法施行規則様式第 2 号（児童手当・特例給付認定請求書）を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。

そして、児童手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法 7 条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されている（「五訂児童手当法の解説」（中央法規出版株式会社）110 頁）。

- (3) 法 6 条 1 項によれば、児童手当は、月を単位として支給するものとされ、法 8 条 2 項によれば、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるものであるが、同条 3 項によれば、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めると規定されている。

なお、上記の災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかった場合に該当するのは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合であると解されている（前掲書 122 頁）。

- (4) 法 6 条 1 項によれば、法 7 条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童が、3 歳以上の児童であって 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（施設入所等児童を除く。以下「3 歳以上小学校修了前の児童」という。）1 人である場合、

児童手当の支給額は、1月につき1万円とされている（法6条1項1号イ(1)(ii)）。

- 2 これを本件についてみると、請求人が処分庁に本件請求書を提出したのは平成28年9月6日であり、請求人が〇〇区に転入した同年7月31日の翌日から既に15日を超えていたことが認められるほか、本件請求書の提出が同年9月6日となったことについて災害その他やむを得ない理由があったと認める証拠もなく、その提出について法8条3項の適用はないものといえる。

そして、本件請求書に記載された支給要件児童は、本件児童1人であって、本件児童は、3歳以上小学校修了前の児童に該当する。

そうすると、支給開始年月を本件請求書が提出された平成28年9月6日の属する月の翌月である同年10月とし、手当月額を10,000円として請求人の児童手当の受給資格を認定した本件処分は、上記(1)の法令等の定めに則ってなされたものと認められ、同処分が違法又は不当であるということとはできない。

- 3 請求人は、上記(第3)のとおり主張するところ、請求人が本件審査請求書に添付した平成28年10月21日以降における処分庁職員との電話による交渉経過を記した書面によれば、請求人は、同年8月1日に〇〇出張所において〇〇区への転入手続を行った際、同出張所の職員から児童手当の認定請求手続について口頭による説明がなく、その場で認定請求関係書類を交付されなかったため、上記手続が必要であることを了知することができず、その結果、児童手当の支給開始が遅れる不利益を受けたとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、法7条1項、3項及び法施行規則1条の4第1項によれば、児童手当の受給に係る認定を受けるためには児童手当・特例給付認定請求書の提出が必要であるところ、処分庁は、これらの規定を踏まえた上で、平成28年8月2日、請求人宛てに「児童手当・

特例給付認定請求書（新規申請）」の様式とともに本件説明書面を送付していることが認められる。

このことから処分庁は、請求人に対し、本件説明書面を通じて認定請求手続に関して十分な説明を尽くしているものといえることができる。

したがって、処分庁の職員が、認定請求手続について、請求人の〇〇区への転入手続の際に、〇〇出張所の窓口において同人に対し口頭により説明しなかったとしても、そのことをもって本件処分の手続に違法又は不当があったとはいえない。

また、法８条３項の規定により、住所を変更した後１５日以内（本件の場合、平成２８年８月１５日まで）に認定の請求をしたときは、児童手当の支給は、住所を変更した日の属する月の翌月（本件の場合、平成２８年８月）から始めると規定されている（１・(3)）ところ、当該取扱いについて記載されている本件説明書面は、遅くとも平成２８年８月２日の２～３日後までには請求人に到達していたものと認められる。また、請求人が同月１５日までに認定請求手続を行うことが困難であったとの事情も認めることはできない。

したがって、処分庁の職員が児童手当に係る認定請求手続の説明を本件説明書面の送付により行ったことが、請求人のいう転入手続の際に窓口において口頭により説明し、認定関係書面を交付するという手段による場合と比較して、請求人に具体的な不利益を与える取扱いであったと評価することはできない。

以上のことから、処分庁（〇〇出張所の職員）の請求人に対する取扱いを理由とする請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一